

資料2 国民投票法改正論の経緯

2005～07年 国民投票法の整備に向けた合意形成 @衆院憲法調査特別委

政局化しない状況



「私たちが目指したのは何よりも「中立・公正なルール」を作ることです。特定の政党，特定の勢力に有利なルールを作ってしまうと、国家百年の大計を誤ることになります。改憲派であれ護憲派であれフェアに意見を戦わせることができ、そして国民の意志を正しくくみ上げることのできるルールがあればこそ、国民はこの国の行く末を真剣に考え、議論できるのです」

中山太郎『実録 憲法改正国民投票への道』中央公論新社，2008年，4頁。

2007年 国民投票法の制定，公布

2010年 〃 全面施行

2014年 〃 改正（第1次）

☞ 国民投票権年齢の確定（20歳以上，4年後に18歳以上），公務員による国民投票運動等の許容範囲の明確化など



その後さらに，**法改正の必要性等**が生じた（資料3 で示す課題）

誰が何を言っても政局化する状況

2017年

12月20日 自民党憲法改正推進本部，「憲法改正に関する論点取りまとめ」を公表

21日 枝野・立憲民主党代表，日本記者クラブで講演「国民投票制度の**欠陥を正す必要**がある」

2018年

1月24日 枝野代表「現在の国民投票法制定後の新たな知見に基づき，**国民投票法改正案の提出も視野に**，その見直し議論を進めてまいります」@衆本代表質問

玉木・希望の党代表「国民投票における**広告宣伝活動の規制**を設けて，国民のために公平中立なルールと環境を整えることが必要だと考えますが，…」@衆本代表質問

25日 大塚・民進党代表「**国民投票運動のルールや広告宣伝の在り方についても早急に議論を行うべき**と考えますが，…」@参本代表質問

3月24日 自民党憲法改正推進本部，「憲法改正に関する議論の状況について」をとりまとめ（25日党大会で公表）

4月18日 自民党憲法改正推進本部の幹部4名，日本記者クラブで講演 細田本部長「国民投票法改正案の**与野党協議**を進めたい」

5月 3日 （各党声明）公明党，民進党のみ，国民投票法の改正問題に言及。



しばらくの間，見通しが立たない状況が続く・・・